

平成30年度 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会 事務局職員（事業推進員） 採用試験募集案内

◆鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階 雇用人材局就業支援課内）
電話(0857)26-8476又は8477 <http://rajc.jp/>

1 受付期間・書類選考・試験日時・試験会場・合格発表日

受付期間	<p style="text-align: center;">平成30年3月7日（水）～平成30年3月19日（月）</p> <p>◎郵送又は持参により申し込んでください。 ◎郵送の場合は、平成30年3月19日（月）午後5時必着 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時まで 土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。</p>
書類選考	<p>◎申込書類の内容に基づき、書類選考を行います。 ◎書類選考の結果は、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会のホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに郵送でお知らせします。 (平成30年3月23日（金）頃)</p>
試験日時	<p style="text-align: center;">平成30年3月28日（水） ※時間は、受験者に別途お知らせします。</p> <p>◎書類選考に合格した方を対象に実施します。</p>
試験会場	鳥取県庁 第14会議室（鳥取市東町一丁目220 議会棟3階）
合格発表日	平成30年3月30日（金）

2 採用予定者数・募集職種・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配 属 先
事業推進員 (就業支援担当)	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、食、健康分野の企業、事業所に正社員就職を促進するための研修や企業体験等の就職支援を行うこと ・その他、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト事業の実施に関すること 	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局 (鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課内)

※鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト事業（とっとり創生雇用戦略プロジェクト）の概要

観光、食、健康という成長が期待される分野において、新たなサービス産業を創出し、良質な雇用の場を創出するとともに、それを実現するために必要な雇用環境の整備、人材育成、人材マッチングを行い、正規雇用の創出と地域産業の活性化を図る。国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」を活用。平成29年度～31年度。

対 象 分 野	観光分野、食分野、健康分野
雇 用 創 出 業 種	宿泊・飲食、卸小売、医療・福祉、IT、製造、物流等

※事業内容は、

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会ホームページ (<http://rajc.jp/>)
及び鳥取県雇用人材局就業支援課ホームページ「鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/264355.htm>) をご覧ください。 鳥取県 地プロ協議会 検索

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 次のア及びイに該当する人
- ア 企業・団体等において、人事労務、就職支援、人材育成など、地プロ事業を推進する上で有益な実務経験を有している方。
- イ 観光、食、健康分野の県内企業の動向を把握し、企業・団体等で培った折衝能力や人脈をもとに、就職支援が行える方。
- (3) 普通自動車の運転免許証を取得していること。
- (4) パソコンを使用して文書作成や表計算の入力ができること。
- (5) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験内容

試験種目	配点	内容
面接試験	100点	個別面接（一人20分程度）

5 任用期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	○報酬 ・事業推進員（就職支援担当）：月額248,710円 ○通勤割増報酬（通勤手当） ・ 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・ 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月当たり55,000円を限度額とします。 ・ 自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,780円から37,561円までの範囲内で支給します。
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。
勤務日及び勤務時間	1ヵ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで（始業及び終業時刻変更の可能性有）
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。

※勤務条件は、県の非常勤職員と同様です。

※上記は現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

申込書類等	(1)履歴書（顔写真を貼付すること） 1部 (2)職務経歴書 1部
申込み先 (問合せ先)	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階） 鳥取県商工労働部雇用人材局就業支援課内 電話(0857)26-8476又は8477 〔持参により申し込む場合〕 上記の鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局へ直接ご持参ください。 〔郵送で申し込む場合〕 あて先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 雇用人材局就業支援課内 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（担当：小林） ※封筒の表に赤字で「地プロ協議会事務局職員希望」と書いてください。
受験（受付） 番号の通知	受験票は交付しませんが、採用試験申込を受理し、書類を確認のうえ、受験（受付）番号を付した申込受理通知を郵送します。（書類選考結果公表予定日までに通知が届かない場合は、事務局にご確認ください。）

※車椅子等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

<履歴書及び職務経歴書の記載方法>

1 履歴書に関する注意事項

市販のJIS規格のものを使用し、顔写真を貼付するとともに①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所（※1住所と異なる連絡先を希望される場合は、連絡先も）、⑤電話（※2）、⑥職歴（※3）、⑦免許・資格は必ず記入してください。

※1 住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※2 携帯電話をお持ちの場合は、連絡先に携帯電話の番号も記載してください。

※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。

2 職務経歴書記載に関する注意事項

(1) A4サイズで様式任意とし、冒頭に「職務経歴書」と記載し、氏名を記入してください。

(2) 応募動機、履歴書中の主な「職歴」に係る業務内容を記載してください。

3 その他注意事項

履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

8 合格者の決定方法・発表方法

(1) 書類選考

履歴書及び職務経歴書の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に合格者を決定し、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会ホームページに結果（合格者の受験番号）を掲載し、公表するとともに、すべての応募者に郵送で可否をお知らせします。（平成30年3月23日（金）頃）

(2) 面接試験

面接試験の評価を点数化し、合計した得点の高い順に合格者を決定し、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会ホームページに結果（合格者の受験番号）を掲載するとともに、すべての受験者

に郵送で合否を通知します。(平成30年3月30日(金)頃)

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の開示

(1) この採用試験の結果は、鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会個人情報取扱規程第10条の規程により、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいください。

その際、運転免許証、学生証等写真により**受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局(県庁本庁舎7階)

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず試験会場前にお越しください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際は、本人確認ができるもの(例:運転免許証など)を持参してください。
- (3) 指定する場所以外での喫煙は禁止します。

11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

12 その他

合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、面接試験等の得点の中の基準点以上の評価のうち、高い順から繰り上げて採用します。

《試験会場地図》

鳥取県庁 第14会議室(鳥取市東町一丁目220 議会棟3階)

